

定量評価							
指標1		単位	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
毎年10,000本の樹木交付	目標	本	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	実績	本	9,794	8,887			
年間経費(事業費・人件費の合計)		千円	12,012	12,410	15,230		
単位当たり経費		千円/単位	1	1			
単位当たり経費変動率		%		113.9%			

指標2		単位	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
	目標	%					
	実績	%					
年間経費(事業費・人件費の合計)		千円					
単位当たり経費		千円/単位					
単位当たり経費変動率		%					

定性評価	
過年度の実施内容	
平成19年度樹木交付 合計8,887本	
生垣交付: 3,342本 一般樹木交付: 1,800本 緑地協定用樹木交付: 859本 地域の森づくり用樹木交付: 122本 誕生記念樹: 566本 結婚記念樹: 425本 事業所緑化助成: 1,773本 (屋上及び壁面緑化(芝生や地被植物) 75㎡)	

事前評価	必要性		(分析・理由)
	B	A 高い B C D 低い	樹木交付事業・事業所緑化促進事業を通じて、市民が手軽に樹木を入手し育てる機会を得ることができる。実際に緑の多い都市の実現に役立っていると同時に、緑化に対する市民意識が高くなっている。

事前評価	行政関与の妥当性		(分析・理由)
	A	A 高い B C D 低い	都市の緑化において、民有地緑化は重要な比重を占めているため、樹木交付や助成は妥当と考えている。交付樹木の受付及び発注業務や、民有地への緑化のための助言や指導は、行政が主体となることが妥当と考えている。

事後評価	有効性		(分析・理由)
	A	A 非常に有効 B やや有効 C あまり有効でない D 有効でない	民有地の緑化や事業所の緑化は、快適な生活環境を作るうえで重要な要素となっている。こうしたことを、公共施設の公園緑地や街路樹で代替しようとすれば膨大な経費と手間を要する。よって市民や企業自らが進めようとする緑化を一定の範囲で支援する制度は、有効である。

事後評価	効率性		(分析・理由)
	B	A 単位当たり経費が前年比マイナス B 単位当たり経費が前年とほぼ同じ C 単位当たり経費が前年比プラス D 評価できない	経費は前年度とほぼ同様である。

今後の事業展開		
規模		(分析・理由)
現状	拡大・充実 現状のまま継続 縮小 廃止	市民との協働でつくる緑豊かなまちづくりという観点から、市民に対し樹木交付や緑化助成をする制度は有効であるため、今後も事業の継続を図っていく。

具体的な改善内容・事業の方向性等	
<ul style="list-style-type: none"> ・現在、交付件数がやや伸び悩んでいるが、これは制度のPRが十分でないため、と考えている。このため広報誌や市ホームページ、商工会議所機関紙などの媒体を使って積極的なPRを図っていく予定である。 ・屋上緑化の工事では、実際には多額の施工費がかかるために、現在の樹木と緑化資材の交付だけでは緑化工事の実施に踏切るケースが少ないのが現状である。今後は、使いやすい制度に向けて条件や上限の拡大や交付方法の改善など、制度の見直しを図っていききたい。 ・誕生記念樹や結婚記念樹は現在2箇所まで交付しているが、交付場所を増やすなど市民の利便性を図っていききたい。(問題意識) ・現在の樹木交付事業や事業所緑化促進事業は、緑豊かなまちづくりを推進するとともに、市民の緑に対する意識高揚を図るうえで、少ない経費で大きな効果をもたらしていると考えている。しかし、交付件数が伸び悩んでいるため、改善を検討する必要がある。(想定結果) 市の実施が適当だが改善を要するもの 	

〔備考〕事業に対する市民・市民活動団体・事業者・議会からの指摘	
<ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化や壁面緑化の積極的な推進に対する意見が出されている。 ・助成制度全般の積極的なPRを行うよう意見が出されている。 ・誕生記念樹の種類を増やし、交付する場所をもっと増やすよう意見が出されている。 	

「緑」の交付・助成制度一覧表

制度の名称	申請できる人	市が交付する物	交付回数・数量など	植栽場所
生垣用苗木交付制度	専用住宅の居住者	生垣用苗木 (ササ等7種より選択)	1申請地につき1回 3本/m(上限100本)	原則として幅員4m以上の道路に面する専用住宅
一般樹木交付制度	自治会長 市民団体の長	苗木	1年度につき1回 上限30万円分	公共的広場等
緑地協定地区樹木交付制度	都市緑地法に定められた「緑地協定地区」内にある専用住宅の居住者	生垣用苗木または低木、 または庭木、 景観木、 壁面緑化用ツタ類	1申請地につき1回 生垣用苗木 3本/m または低木 4本/m ² または庭木 3本 景観木 1本 ツタ類 3株/m	緑地協定地区の専用住宅
地域の森づくり用樹木等交付制度	自治会長	苗木、支柱、土、 肥料、土壌改良剤、 樹名板等	1年度につき1回 上限40万円分	鎮守の森(寺社林) 里山等
誕生記念樹交付制度	市に本籍がある人 または居住者	モッコク	1人1本	自由
結婚記念樹交付制度	市に本籍がある人 または居住者	ウメ、モモ、ハナミズキ のうちいずれか 1種1本	1組1本	自由
事業所緑化助成金交付制度	民間事業者	助成金	1事業所につき1回 樹木費・資材費の1/3 上限90万円	事業所(工場、研究所、倉庫、店舗、医療福祉施設など)
屋上及び壁面緑化植物等交付制度	専用住宅の居住者 事業所の長	屋上・壁面緑化用植物、土、資材等	1申請地につき1回 上限40万円分	専用住宅、事業所